

一般社団法人日本行動分析学会 倫理委員会規定

1. [目的] 会員の諸活動の倫理的公正さを維持するための活動を行う。
2. [業務] 倫理委員会は、次の活動を行う。
 - (1) 倫理綱領の審議。
 - (2) 会員からの提訴について調査し、倫理綱領に照らして適正か否か審議し、結論を提訴された会員に勧告する。
 - (3) その他上記の目的達成のために必要と認められる活動。
3. [構成] 倫理委員会の構成は次の通りとする。
 - (1) 理事長は理事会に諮って委員を指名する。
 - (2) 委員は代議員2名、正会員3名とする。
 - (3) 委員長は委員の互選による。
 - (4) 委員の任期は2年とする。但し再任を妨げない。
 - (5) 委員に欠員が生じたときは、理事長は理事会に諮り、任期の残りを務める委員を追加指名する。
 - (6) 編集委員会との連携を図るために、オブザーバーを3名程度置き、機関誌の現・前編集委員長をこれに含める。
4. [倫理綱領の審議等の規定]
 - (1) 倫理綱領の内容の不備が指摘されたときには、これを審議し必要に応じて改正案を作成する。
 - (2) 改正案は倫理委員の3分の2以上の合意による。
 - (3) 委員会は改正案を理事会に提出する。
5. [提訴された問題の審議、勧告等の規定] 倫理委員会の審議は次の規定に従う。
 - (1) 会員から提訴があったとき、倫理委員会はただちに特別委員会を設置する。
 - (2) 特別委員会は、倫理委員会委員全員および倫理委員会で必要と認めた場合には増員された委員からなる。これらの委員は提訴された内容に応じて、人数・専門領域・所属・地域などを考慮し決定される。
 - (3) 特別委員会は、すみやかに提訴の内容について調査・審議し、結論を出す。特別委員会の結論は、委員の3分の2以上の合意による。
 - (4) 倫理委員会は結論を、提訴された会員に勧告する。提訴された会員は、これに不服がある場合には、再調査・再審議を要求することができる。
 - (5) 倫理委員会は、以上の経過を理事会および提訴した会員に報告する。なお、提訴された会員が最終勧告に従わない場合は、その処置を理事会に委ねる。

(1987年6月14日総会にて承認)

(2003年8月5日総会にて改正承認)

(2006年9月2日総会にて改正承認)

(2020年8月28日理事会にて改正承認)

※ 2015年4月1日の一般社団法人化に伴い、本綱領の名称および前文中の本会名称についても「一般社団法人」を冠して表記することとなった。